

平成 23 年 4 月 6 日

各 位

株式会社 山 口 銀 行
株式会社 も み じ 銀 行

東日本大震災にともなう他行預金払戻の特別措置の実施について

この度の地震災害等により被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

山口銀行（頭取 福田 浩一）ともみじ銀行（頭取 野坂 文雄）では、被災地域から避難されている方々が避難先において預金払戻を円滑に行っていただけるよう、他行預金払戻における特別措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象金融機関および実施日

(1) 全国銀行協会からの依頼分（平成 23 年 4 月 6 日（水）から）

対象金融機関	本店所在地
荘内銀行	山形県鶴岡市
山形銀行	山形県山形市
岩手銀行	岩手県盛岡市
東北銀行	岩手県盛岡市
七十七銀行	宮城県仙台市
きらやか銀行	山形県山形市
北日本銀行	岩手県盛岡市
仙台銀行	宮城県仙台市
福島銀行	福島県福島市
大東銀行	福島県郡山市

(2) 当行での個別対応分（平成 23 年 4 月 8 日（金）から）

対象金融機関	本店所在地
東邦銀行	福島県福島市
常陽銀行	茨城県水戸市

2. 特別措置の内容

東日本大震災により被災された方で、対象金融機関に普通預金口座等をお持ちのお客さまに対して、ご本人の確認ができた場合に、代理払戻を実施いたします。

東邦銀行・常陽銀行以外の銀行：別紙 1

東邦銀行・常陽銀行：別紙 2

3. その他

他の金融機関から同様の申し出を受けて実施する場合は、その都度ホームページに掲載いたします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

山口銀行 カスタマーコミュニケーション部 百留 TEL:083-223-4477
もみじ銀行 カスタマーコミュニケーション部 前川 TEL:082-241-3043

特別措置の内容(東邦銀行および常陽銀行以外のお客さま)

1. 対象のお客さま
東日本大震災により被災された方(法人・個人)
2. 代理払戻の対象預金科目
当座預金、普通預金、貯蓄預金等の流動性預金
定期預金については、取引銀行にお問合せください。
3. 本人確認
(1) 本人確認資料の提示をうけ、確認を行います。
(2) 本人確認資料をお持ちでないお客さまは、お客さまの取引銀行が、ご本人さまと電話にて確認を行います。
4. 払戻(現金支払)限度額
預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円以下(千円単位)
5. 取扱店舗
全営業店 267か店
(山口銀行:152か店、もみじ銀行:115か店)

以上

特別措置の内容（東邦銀行および常陽銀行のお客さま）

1．対象のお客さま

東日本大震災により被災された方（法人・個人）

2．代理払戻の対象預金科目

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、通知預金、定期積金
定期積金については、東邦銀行だけの取扱となります。

3．本人確認

（1）本人確認資料の提示を受け、確認を行います。

（2）本人確認資料をお持ちでないお客さまは、お客さまの取引銀行が、ご本人さまと電話にて確認を行います。

4．払戻（現金支払）限度額

（1）通帳・証書、届出印章の両方がある場合

預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日100万円以下（千円単位）

（2）通帳・証書、届出印章がない場合

預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円以下（千円単位）

5．取扱店舗

全営業店 267か店

（山口銀行：152か店、もみじ銀行：115か店）

以 上